

# 条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第51号～議案第70号)

令和4年第2回(6月)川口市議会定例会

## 令和4年第2回（6月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第	5 1 号参考資料	川口市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第	5 2 号参考資料	川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 2
議案第	5 4 号参考資料	川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 3
議案第	5 5 号参考資料	川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 8
議案第	5 6 号参考資料	川口市都市計画法関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 4
議案第	5 7 号参考資料	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 5
議案第	6 9 号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	2 6
議案第	7 0 号参考資料	川口市支所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	2 9

議案第 51号参考資料

川口市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の<u>交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u>の手数料は、別に定めるところにより徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴収しない。</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に<u>特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告</p>	<p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料</u> _____ は、別に定めるところにより徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴収しない。</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1</u></p>

書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

第36条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

第36条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

扶養親族（控除対象扶養親族  
\_\_\_\_\_を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当

該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) ・ (4) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) ・ (3) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

#### 附 則

第8条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第26項第1号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第26項第1号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第26項第1号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第26項第1号ニに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第26項第2号イに掲げる設備について同号に規定する条例で

(1) ・ (2) (略)

(3) 土地にあっては、その所在及び地番

(4) 家屋にあっては、その所在及び家屋番号

(5) (略)

#### 附 則

第8条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

4 法附則第15条第27項第1号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第27項第1号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第1号ニに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第2号イに掲げる設備について同号に規定する条例で



定める割合は、 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{7}{7}$ とする。

9 法附則第15条第26項第2号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{7}{7}$ とする。

10 法附則第15条第26項第2号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{7}{7}$ とする。

11 法附則第15条第26項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

12 法附則第15条第26項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

13 法附則第15条第26項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

15・16 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

定める割合は、 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{7}{7}$ とする。

9 法附則第15条第27項第2号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{7}{7}$ とする。

10 法附則第15条第27項第2号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{7}{7}$ とする。

11 法附則第15条第27項第3号イに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

12 法附則第15条第27項第3号ロに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

13 法附則第15条第27項第3号ハに掲げる設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{3}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ とする。

15・16 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る \_\_\_\_\_ 同条第4項に規定する確定申告書にこの \_\_\_\_\_ 項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)

\_\_\_\_\_ であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項

中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第14項から第16項まで、第25項、第33項、第36項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条の6 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号\_\_\_\_\_)第5条第4項に規定する指定行事のうち市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(読替規定)

第23条の2 法附則第15条第1項、第15項から第17項まで、第26項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条の6 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条の7 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

○ 川口市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第21号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（川口市税条例の一部改正） 第1条 川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」</u> <u>を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</u></p>	<p>（川口市税条例の一部改正） 第1条 川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の</u> <u>者</u>」に限る」に改める。</p>

議案第 52号参考資料

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市租税特別措置法関係事務手数料条例（平成11年条例第43号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額等）</p> <p>第2条 法又は令に基づき市長に認定又は証明の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ _____ の規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料 ア～ク （略）</p> <p>(2) 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ _____ の規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料 ア～カ （略）</p> <p>(3) ～(6) （略）</p>	<p>（手数料の額等）</p> <p>第2条 法又は令に基づき市長に認定又は証明の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、<u>第63条第3項第5号イ</u>若しくは第7号イ又は第68条の6第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料 ア～ク （略）</p> <p>(2) 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、<u>第63条第3項第6号</u>若しくは第7号ロ又は第68条の6第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく優良住宅新築認定申請手数料 ア～カ （略）</p> <p>(3) ～(6) （略）</p>

議案第 54号参考資料

川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（平成17年条例第67号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務）</p> <p>第4条 ギャラリーの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p>(3) <u>展示室</u> 及びスタジオ（以下「展示室等」という。）の利用に關すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第5条 <u>ギャラリーの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務の範囲）</u></p> <p>第6条 <u>指定管理者は、ギャラリーにおいて次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第4条に規定する業務に關すること。</u></p> <p>(2) <u>利用の許可に關すること。</u></p> <p>(3) <u>施設、設備及び美術作品等の維持、管理及び軽易な修繕に關すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、管理に關する業務で教育委員会が特に認めるもの</u></p> <p><u>の</u></p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第7条 <u>ギャラリーの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、ギャラリーに入館することができる時間（以下「入館時間」という。）は、午前10時から午後5時30分までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委</u></p>	<p>（業務）</p> <p>第4条 ギャラリーの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p>(3) <u>展示室A、展示室B</u>及びスタジオ（以下「展示室等」という。）の利用に關すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>（職員）</u></p> <p>第5条 <u>ギャラリーに館長その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>（観覧料）</u></p> <p>第6条 <u>ギャラリーが展示する美術作品等を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が当該美術作品等の観覧につき観覧料を徴収しないこととしたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の観覧料の額は、別表第1に定める額を超えない範囲内において、その都度市長が定める。</u></p>

員会の承認を得て同項の開館時間及び入館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用の範囲等)

第9条 指定管理者は、ギャラリーが実施する業務に支障のない範囲内において、展示室等を利用させることができる。

2 前項の規定により展示室等を利用させることができる期間は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

(利用の手続等)

第10条 展示室等を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、ギャラリーの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用を許可しない。

(1) (略)

(2) ギャラリーの施設、設備又は美術作品等を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) (略)

(4) その他ギャラリーの管理上支障があるものとして教育委員会が定めるとき。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(利用の範囲等)

第7条 教育委員会は、ギャラリーが実施する業務に支障のない範囲内において、展示室等を利用させることができる。

2 前項の規定により\_\_\_\_\_利用させることができる期間は、教育委員会が別に\_\_\_\_\_定める。

(利用の手続等)

第8条 展示室等を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、ギャラリーの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用を許可しない。

(1) (略)

(2) ギャラリーの施設、設備、\_\_\_\_\_美術作品等を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) (略)

(4) その他ギャラリーの管理上支障がある\_\_\_\_\_とき。



(1) 伝染性の疾患者

(2) ギャラリーの施設、設備又は美術作品等を毀損するおそれがある者

(3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者

(4) ギャラリー内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者

(5) その他ギャラリーの管理上支障がある者

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 第10条第1項の規定により展示室等の利用の許可を受けたもの（以下「展示室等利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、管理上特に必要があるものとして教育委員会が別に定めるとき、又は展示室等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) ・(3) (略)

2 市又は指定管理者は、展示室等利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第15条 (略)

2 展示室等利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、これに要した費用は、展示室等利用者の負担とする。

(観覧料等)

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の規定により\_\_\_\_\_利用の許可を受けたもの（以下「展示室等利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、管理上特に必要があると認める\_\_\_\_\_とき、又は展示室等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示室等の利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則\_\_\_\_\_に違反したとき。

(2) ・(3) (略)

2 市は\_\_\_\_\_、展示室等利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 (略)

2 展示室等利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長\_\_\_\_\_において原状に復し、これに要した費用は、展示室等利用者の負担とする。

(使用料)

第13条 展示室等利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めたときは、観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

第16条 ギャラリーに展示する美術作品等を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が当該美術作品等の観覧につき観覧料を徴収しないこととしたときは、この限りでない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲内において、その都度指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 展示室等利用者は、利用の許可を受けたときは、展示室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

4 利用料金の額は、別表第2に定める金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 第1項及び第3項の場合において、当該納付された観覧料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）は、指定管理者の収入とする。

（観覧料等の減免）

第17条 指定管理者は、市長が特に必要と認めて別に定めるときは、観覧料等を減額し、又は免除するものとする。

（観覧料等の不還付等）

第18条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めて別に定めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

（損害賠償）

第19条 ギャラリーが展示する美術作品等を観覧する者、展示室等利用者その他ギャラリーを利用する者は、その責めに帰すべき理由によりギャラリーの施設、設備又は美術作品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定の取消し等の特例）

第20条 教育委員会は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務を停止したとき、又は指定管理者を指定することができないときは、ギャラリーの管理を行うものとする。

2 前項の規定により教育委員会がギャラリーの管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、教育委員会規則で定める。

第21条 （略）

（観覧料等の不還付等）

第15条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める \_\_\_\_\_ ときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第16条 ギャラリーが展示する美術作品等を観覧する者、展示室等利用者その他ギャラリーを利用する者が、その責めに帰すべき理由によりギャラリーの施設、設備、美術作品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

第17条 （略）

別表第1（第16条関係）

(略)

備考

1～4 (略)

別表第2（第16条関係）

施設区分	利用料金（1日当たり）	
	市民等_____	市民等以外の者又は団体
(略)		

備考

1 「市民等」とは、市内に住所がある者（法人を含む。）、市内の事業所等に勤務する者若しくは市内に所在する学校等に在学する者又は構成員の2分の1以上がこれらの者である団体をいう。

2 300円を超える入場料その他これに類する料金（その額に段階があるときは、最高の額とする。）を徴収する場合の利用料金の額は、上記利用料金に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第1（第6条関係）

(略)

備考

1～4 (略)

5 20人以上の団体が利用する場合における1人当たりの観覧料の額は、上記金額を超えない範囲内で市長が定めた額に10分の8を乗じて得た額とする。

別表第2（第13条関係）

施設区分	使用料（1日当たり）	
	市民等又はこれらの者で構成される団体	左記以外の者又は団体
(略)		

備考

1 「市民等」とは、市内に住所がある者（法人を含む。）、市内の事業所等に勤務する者又は\_\_\_\_\_市内に所在する学校等に在学する者\_\_\_\_\_をいう。

2 「これらの者で構成される団体」とは、その団体の構成員の2分の1以上の者が市民等である団体をいう。

3 300円を超える入場料その他これに類する料金（その額に段階があるときは、最高の額とする。）を徴収する場合の使用料の額は、上記使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第 55号参考資料

川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川口市立文化財センター旧田中家住宅</td> <td style="text-align: center;">川口市末広1丁目7番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分館）</p> <p>第3条 <u>川口市立文化財センター</u>に分館を置く。</p> <p>2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（業務）</p> <p>第5条 センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	名称	位置	(略)		川口市立文化財センター旧田中家住宅	川口市末広1丁目7番2号	名称	位置	(略)		<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分館）</p> <p>第3条 <u>センター</u>に分館を置く。</p> <p>2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>旧田中家住宅</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川口市末広1丁目7番2号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（業務）</p> <p>第5条 センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) センターの展示室及び分館の公開に関すること。</u></p> <p><u>(5) 旧田中家住宅の茶室及び日本間並びに歴史自然資料館の映像ギャラリー及び展示室（以下「茶室等」という。）の利用に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	名称	位置	(略)		名称	位置	<u>旧田中家住宅</u>	<u>川口市末広1丁目7番2号</u>	(略)	
名称	位置																				
(略)																					
川口市立文化財センター旧田中家住宅	川口市末広1丁目7番2号																				
名称	位置																				
(略)																					
名称	位置																				
(略)																					
名称	位置																				
<u>旧田中家住宅</u>	<u>川口市末広1丁目7番2号</u>																				
(略)																					

2 川口市立文化財センターは、前項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 展示室及び分館の公開に関すること。

(2) 歴史自然資料館の映像ギャラリー及び展示室の利用に関すること。

3 川口市立文化財センター旧田中家住宅（以下「旧田中家住宅」という。）は、第1項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 当該施設の公開に関すること。

(2) 茶室及び日本間の利用に関すること。

（職員）

第6条 センター（第21条に規定する指定管理者が管理するものを除く。）に所長その他必要な職員を置く。

（開所時間）

第7条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休所日）

第8条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

（入場料）

第9条 川口市立文化財センターの展示室、旧田中家住宅又は郷土資料館に入場しようとする者は、別表第1に定める入場料を納付しなければならない。

（利用の手続等）

第10条 旧田中家住宅の茶室及び日本間並びに歴史自然資料館の映像ギャラリー及び展示室（以下「茶室等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする

（職員）

第6条 センター \_\_\_\_\_ に所長その他必要な職員を置く。

（入場料）

第7条 センター \_\_\_\_\_ の展示室 \_\_\_\_\_ に入場しようとする者は、別表第1に定める入場料を納付しなければならない。

2 分館に入館しようとする者は、別表第1に定める入場料を納付しなければならない。

（利用の手続等）

第8条 茶室等 \_\_\_\_\_ を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする

ときも、同様とする。

2 (略)

(利用の制限)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、茶室等の利用を許可しない。

(1) ～(3) (略)

(4) 第1条に規定する目的に反するとき。

(5) ・(6) (略)

(入所の制限)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒み、又は退所を命ずることができる。

(1) 伝染性の疾患患者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者

(3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者

(4) センター内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者

(5) その他センターの管理上支障がある者

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 第10条第1項の規定により茶室等の利用の許可を受けたもの（以下「茶室等利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第14条～第16条 (略)

(入場料等の免除)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条 　の入場料を免除することができる。

(1) ～(5) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を 　 免除することができる。

(1) ・(2) (略)

第18条 (略)

(原状回復の義務)

ときも、同様とする。

2 (略)

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、茶室等の利用を許可しない。

(1) ～(3) (略)

(4) ・(5) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の規定により茶室等の利用の許可を受けたもの（以下「茶室等利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第11条～第13条 (略)

(入場料等の減免)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第2項の入場料を免除することができる。

(1) ～(5) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を 減額し、又は 免除することができる。

(1) ・(2) (略)

第15条 (略)

(原状回復の義務)

第19条 茶室等利用者は、茶室等の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。第15条第1項の規定により、利用の停止又は利用の許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 (略)

(損害賠償)

第20条 センターを利用する者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設、設備又は展示資料等を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第21条 センターのうち教育委員会が法人その他の団体に管理を行わせることとしたものについては、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）に管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者は、当該指定管理者が管理するセンター（以下「指定センター」という。）において次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に規定する業務に関すること。

(2) 利用の許可に関すること。

(3) 施設、設備及び展示資料等の維持、管理及び軽易な修繕に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理に関する業務で教育委員会が特に認めるもの

(指定管理者が管理を行う場合における読替え)

第23条 第21条の規定により指定管理者が指定センターの管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第7条ただし書及び第8条ただし書</u>	<u>教育委員会が特に必要と認めるときは、</u>	<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得</u>

第16条 茶室等利用者は、茶室等の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。第12条第1項の規定により、利用の停止又は利用の許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 (略)

(損害賠償)

第17条 センターを利用する者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設、設備又は展示資料を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

		て
第9条	<u>入場料を納付しなければならない</u>	<u>金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた入場料を納付しなければならない。この場合において、当該納付された入場料は、指定管理者の収入とする</u>
第10条、第11条、 第12条、第14条 及び第15条第1項 各号列記以外の部分	教育委員会	指定管理者
第11条第6号	<u>ある</u>	<u>あるものとして教育委員会が別に定める</u>
第15条第1項	<u>あると認める</u>	<u>あるものとして教育委員会が別に定める</u>
第15条第2項	市	市又は指定管理者
第16条の見出し、 第17条第2項、第 18条及び別表第2	使用料	利用料金
第16条	<u>使用料を納付しなければならない</u>	<u>金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた茶室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、当該納付された利用料金は、指定管理者の収入とする</u>
第17条	市長は	指定管理者は
第17条及び第18 条ただし書	<u>ことができる</u>	<u>ものとする</u>



第17条第1項第4号及び第5号並びに第2項第2号並びに第18条ただし書	認める	認めて別に定める
第19条第2項	市長	指定管理者

第24条 (略)

別表第1 (第9条関係)

(略)

別表第2 (第16条関係)

(略)

第18条 (略)

別表第1 (第7条関係)

(略)

別表第2 (第13条関係)

(略)

議案第 56号参考資料

川口市都市計画法関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市都市計画法関係事務手数料条例（平成11年条例第53号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額等）</p> <p>第2条 法及び省令に基づき市長に許可、承認等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>(8) <u>省令第60条第1項</u>の規定に基づく法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付手数料 1件につき 6,000円</p>	<p>（手数料の額等）</p> <p>第2条 法及び省令に基づき市長に許可、承認等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>(8) <u>省令第60条</u>の規定に基づく法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付手数料 1件につき 6,000円</p>

議案第 57号参考資料

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第4条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。	第4条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

議案第 69号参考資料

川口市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第11条の3 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の額</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 （略）</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、<u>法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな</p>	<p>附 則</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第11条の3 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の額</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 （略）</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、<u>同条第9項</u>に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな</p>

らない。

(1) ～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の

らない。

(1) ～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、令和2年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の

額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 （略）

額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、令和2年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 （略）

議案第 70号参考資料

川口市支所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 川口市支所設置条例（昭和22年告示第40号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
第2条 支所の位置、名称及び管轄区域は次のとおりとする。			第2条 支所の位置、名称及び管轄区域は次のとおりとする。		
名称	位 置	管 轄 区 域	名称	位 置	管 轄 区 域
(略)			(略)		
神根支所	川口市大字神戸6番地の1	安行領根岸、安行領在家、在家町、道合、神戸、木曾呂、源左衛門新田、東内野、石神、赤芝新田、赤山、新井宿、西新井宿、柳崎1丁目の一部、柳崎4丁目の一部、柳崎5丁目の一部、北園町の一部、柳根町の一部、本前川3丁目の一部	神根支所	川口市大字神戸6番地の1	安行領根岸、在家、 <u>在家町</u> 、道合、神戸、木曾呂、源左衛門新田、東内野、石神、赤芝新田、赤山、新井宿、西新井宿、柳崎1丁目の一部、柳崎4丁目の一部、柳崎5丁目の一部、北園町の一部、柳根町の一部、本前川3丁目の一部
(略)			(略)		